

# 電子的診療情報連携体制整備加算に関する掲示

当院では、令和8年6月診療報酬改定に伴い、以下の体制を整備しております。

令和8年6月1日より初診料の算定時に月1回に限り  
「電子的診療情報連携体制整備加算」を算定いたします。

9点

## 電子的診療情報連携体制整備加算とは

オンライン資格確認やマイナ保険証等を通じて、診療情報を電子的にやりとり・活用できる体制が整っている医療機関を評価するための加算です。  
厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関で初診を行った際に算定できます。

## 当院の施設基準・取組み

- ✓ **オンライン請求** オンライン請求を実施しています。
- ✓ **オンライン資格確認** オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ✓ **診療情報の閲覧・活用** 電子資格確認により取得した診療情報を、医師等が診察室・処置室で活用し診療を実施しています。
- ✓ **明細書** 診療情報明細書の無料交付を行っています。
- ✓ **マイナ保険証の実績** マイナンバーカードの健康保険証利用について、一定の実績を有しています（利用率30%以上）。
- ✓ **利用促進** マイナンバーカードの利用について、声かけやポスター掲示を行っています。
- ✓ **医療DX・相談対応** マイナポータルの医療情報等に基づく健康管理の相談に応じ、十分な情報を取得・活用して診療を行うことを院内およびホームページに掲載しています。

電子カルテ情報・外部システムを通じた質の高い診療提供を目指しております。  
ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。